

第5回 制度設計専門会合 事務局提出資料

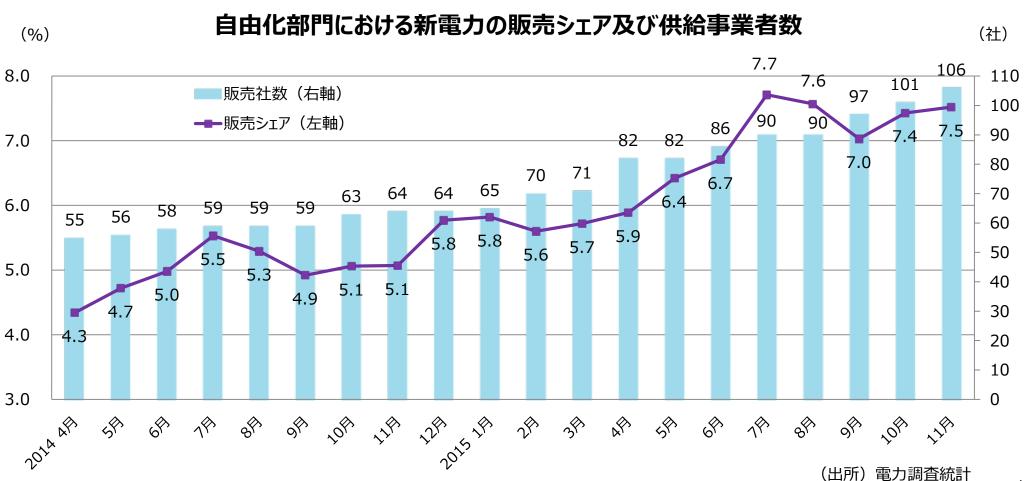
~小売全面自由化に向けた状況について~

平成28年3月16日(水)



自由化部門における新電力の動向

- 自由化部門における新電力の販売シェア及び供給事業者数は増加傾向。
- 販売シェアは昨年7月に過去最高の7.7%を記録。供給事業者数は100社超に。



スイッチングの申込状況の公表(2月26日までの申込件数)

● 広域的運営推進機関において、平成28年4月1日以降に小売電気事業を営むことを予定している事業者から一般電気事業者の送配電部門への任意の情報提供に基づいて算出したスイッチング申込件数を公表している。

申込件数(千件)
4. 1
2. 1
186. 4
3. 2
0. 5
73. 4
0. 0
0. 7
3. 6
_

^{※「}一」は情報提供がないことを示している。

[※]東京電力管内には、東京電力の小売部門における規制料金メニューから新しい自由料金メニューへの移行分が含まれている。2

(参考) 一般電気事業者 用途別契約口数実績(平成27年12月)

一般電気事業者 用途別契約口数実績

(平成27年12月電力調査統計より作成)

(単位:口数)

			also seen also also also also											(単位:口数)
用途	事業者名別		事業者名	北海道	東 北	東京	中 部	北陸	関 西	中 国	四国	九州	沖 縄	一般電気事業者計
711.2		定額電灯		68, 395	160, 016	443, 759	248, 690	41, 517	208, 350	99,582	39, 113	161, 850	4,550	1, 475, 822
	1	従量電	A·B	2, 503, 973	4, 611, 815	20, 176, 481	6, 407, 015	983, 224	9, 001, 816	3,143,448	1, 708, 588	5, 374, 159	707, 308	54, 617, 827
		此里地	C	87, 423	237, 087	1, 202, 552	514, 887	93, 809	320, 090	58,671	41, 112	228, 784		2, 784, 415
1 1	電灯	臨	非電灯	11, 985	29, 351	67, 118	26, 415	5, 866	24, 716	10,164	7, 149	22, 966	2, 991	208, 721
1 1	需要	農事	用電灯				461			39		21		521
		公衆街路灯		663, 389	1, 349, 232	3, 881, 379	1, 552, 703	437,079	1,873,350	697,762	361, 324	971, 136	77, 706	11,865,060
		(選打	尺約款)	284, 620	583, 824	1, 662, 818	909, 195	343, 435	1, 312, 564	838,851	378, 740	1, 184, 152	47, 333	7, 545, 532
特		電灯計		3, 619, 785	6, 971, 325	27, 434, 107	9, 659, 366	1, 904, 930	12, 740, 886	4, 848, 517	2, 536, 026	7, 943, 068	839, 888	78, 497, 898
特定規模需要以外の		(選択約款		944	3, 139	4 54	7, 808	3, 454	201	95	4, 991	13, 665		34, 751
模需		低月	E電力	153, 508	615, 596	1, 569, 900	693, 210	161, 962	796, 600	305, 559	196, 136	634, 814	49, 212	5, 176, 497
要以		E.	臨時電力	434	881	5, 231	1, 055	276	2, 220	349	524	1, 677	101	12,748
外の			事用電力	278	2, 737	10, 090	2,972	1, 023	7, 573	2, 222	11, 362	29, 167	78	67, 502
需要	电	その	設工事用 電力	8	5	137	2	3	0	19	2	57	0	233
			業用電力	1, 429	5, 053	63, 581	11, 579	2, 449	25, 400	1, 734	3, 705	2, 604	428	117, 962
	要		務用電力										3, 318	3, 318
			ド圧電力 A・B										1, 463	1, 463
			その他 電力計	2, 149	8, 676	79, 039	15, 608	3, 751	35, 193	4, 324	15, 593	33, 505	5, 388	203, 226
		(選打	R約款)	197, 616	183, 010	315, 797	339, 865	57, 248	174, 630	135, 175	114, 759	167, 604	6, 204	1, 691, 908
		電力計		353, 273	807, 282	1, 964, 736	1, 048, 683	222, 961	1, 006, 423	445, 058	326, 488	835, 923	60, 804	7, 071, 631
	Ħ	電灯電力合計		3, 973, 058	7, 778, 607	29, 398, 843	10, 708, 049	2, 127, 891	13, 747, 309	5, 293, 575	2, 862, 514	8, 778, 991	900, 692	85, 569, 529

注:1 四捨五入の関係で集計値とその合計が一致しないことがある。

注:2 選択約款は別掲、ただし、低圧電力に係る選択約款は、電力計に係る選択約款の再掲である。

注:3 関西、中国及び四国の各電力会社における「従量電灯B」は、「従量電灯C」に算入している。

注: 4 特定規模需要に係る契約口数実績は集計していない。

小売電気事業者の登録状況(登録事業者一覧:全225社)(1/2)

(2016年3月14日現在)

現在の主要な新電力事業者(22社)

- ·株式会社 F-Power
- ・イーレックス株式会社
- (イーレックス・スパーク・マーケティング 株式会社※1)
 - ング株式会社※2)
- (イーレックス販売3号株式会社)
- ・リエスパワー株式会社
- 株式会社イーセル
- 株式会社エネット
- ・日本アルファ電力株式会社
- ・エネサーブ株式会社
- ・日本テクノ株式会社

- ・中央電力エナジー株式会社
- ・オリックス株式会社
- •株式会社洸陽電機
- ・サミットエナジー株式会社
- (イーレックス・スパーク・エリアマーケティ・干子伊藤忠エネクス電力株式会社
 - ・新日鉄住金エンジニアリング株式会社
 - •丸紅株式会社
 - ·丸紅新電力株式会社
 - ・JLエナジー株式会社
 - ・株式会社みらい電力
 - ・株式会社エナリス・パワー・マーケティン

(※1) 平成27年9月18日イーレックス販売1号株式会社から社号変更

(※2) 平成27年9月18日イーレックス販売2号株式会社から社号変更

電力会社の子会社(8社)

- ・株式会社ケイ・オプティコム
- ・ダイヤモンドパワー株式会社
- ・株式会社エネルギア・ソリューション・ア ・株式会社シーエナジー ンド・サービス
- ・テプコカスタマーサービス株式会社

- 株式会社シナジアパワー
- ・株式会社関電エネルギーソリューション
- ・九電みらいエナジー株式会社
- ※電力会社は、既に電気を供給するための許可を受けているため、制度上、小売全面自由化と同時に登 録事業者とみなされる。

通信·放送·鉄道関係(34社)

- ・エフビットコミュニケーションズ株式会社 ・ジェイコムグループ(28社)
- ・株式会社東急パワーサプライ
- K D D I 株式会社
- ・株式会社中海テレビ放送

- ・SBパワー株式会社
- ·株式会社U-NEXT

LPガス及び都市ガス関係 (39社)

- ·須賀川瓦斯株式会社
- 株式会社サイサン
- ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
- 静岡ガス&パワー株式会社
- ・中央セントラルガス株式会社
- ·北海道瓦斯株式会社
- •大阪瓦斯株式会社
- ・株式会社エネサンス関東
- ・東京ガス株式会社
- ・青梅ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ関東株式 会社
- ・入間ガス株式会社
- ・イワタニ関東株式会社
- ・イワタニ首都圏株式会社
- ・サーラeエナジー株式会社
- 株式会社エコア
- •西部瓦斯株式会社
- ・東邦ガス株式会社
- ・シナネン株式会社

- ・大一ガス株式会社
- 株式会社いちたかガスワン
- ・太陽ガス株式会社
- ・ダイネン株式会社
- ・大東ガス株式会社
- ・アストモスエネルギー株式会社
- 武州瓦斯株式会社
- ・大垣ガス株式会社
- ・角栄ガス株式会社
- •京葉瓦斯株式会社
- ・伊勢崎ガス株式会社
- •桐牛瓦斯株式会社
- •佐野瓦斯株式会社
- 鈴与商事株式会社
- 株式会社エナジードリーム
- ・日高都市ガス株式会社
- ・エネックス株式会社
- ・クレアールエナジー株式会社
- ・埼玉ガス株式会社
- ・伊藤忠エネクスホームライフ西日本 株式会社

石油関係(8計)

- ・昭和シェル石油株式会社
- ・東燃ゼネラル石油株式会社
- ・出光グリーンパワー株式会社
- ・プレミアムグリーンパワー株式会社
- ·株式会社新出光
- ・総合エネルギー株式会社
- ・伊藤忠エネクス株式会社
- ・JXエネルギー株式会社

小売電気事業者の登録状況(登録事業者一覧:全225社) (2/2)

再生可能エネルギー関連など(太陽光等) (34社)

- ・株式会社 S E ウイングズ
- ・ネクストパワーやまと株式会社
- ·株式会社 L o o o p
- ・
 存原環境プラント株式会社
- 東京エコサービス株式会社
- 株式会社Tヌパワー
- ・株式会社グリーンサークル
- ・株式会社ウTスト電力
- ・一般社団法人神奈川県太陽光発電・日田グリーン電力株式会社 協会
- ・新エネルギー開発株式会社
- ·株式会社V-Power
- ・大和エネルギー株式会社
- 株式会社アップルツリー
- ・ 直庭バイオTネルギー株式会社
- ・株式会社エコスタイル
- •合同会社北上新電力
- ・株式会社北九州パワー

- 株式会社S CORE
- ・株式会社エヌパワー南九州
- みやまスマートエネルギー株式会社
- ・株式会社パルシステム電力
- MBエナジー株式会社
- ・株式会社フォレストパワー
- ZEパワー株式会社
- •佐伯森林資源株式会社
- ・株式会社津軽あっぷるパワー
- ・株式会社花巻銀河パワー
- ・宮崎パワーライン株式会社
- ・株式会社TTSソーラーファーム赤坂
- 株式会計パネイル
- ・株式会社岩手ウッドパワー
- ・里山パワーワークス株式会社
- ・株式会社中之条パワー

その他(80社)(1/2)

- ・株式会社トラスティルグループ
- 株式会社ナンワエナジー
- ・にちほクラウド電力株式会社
- •一般社団法人泉佐野電力
- ・Tクレ株式会社
- ・株式会社日本エナジーバンク
- ・株式会社デベロップ
- •三井物産株式会社
- ・みんな電力株式会社
- ・株式会社サニックス
- 株式会社コンシェルジュ

- ・株式会社サンTー
- ・株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
- ・リコージャパン株式会社
- ・テス・エンジニアリング株式会社
- 株式会社イーネットワークシステムズ
- •伊藤忠商事株式会社
- 株式会社とんでん。
- ・ミサワホーム株式会社
- ・株式会社地球クラブ
- •川重商事株式会社
- 株式会計リミックスポイント

(2/2)その他(80社)

- 大阪いずみ市民生活協同組合
- ・パシフィックパワー株式会社
- ・アーバンエナジー株式会社
- · 鹿児島雷力株式会社
- ・パワーシェアリング株式会社
- ・パーパススマートパワー株式会社
- 株式会社タクマエナジー
- 株式会社スマートテック
- •水戸電力株式会社
- •奈良雷力株式会社
- •日立诰船株式会社
- ・パナソーック株式会社
- 株式会社エプコ
- ・MCリテールエナジー株式会社
- •株式会社藤田商店
- 株式会社グローバルエンジニアリング
- ・九州エナジー株式会社
- ・株式会社トヨタタービンアンドシステム
- ・エフィシエント株式会社
- ・株式会社生活クラブエナジー
- ・牛活協同組合コープごうべ
- •凸版印刷株式会社
- キヤノンマーケティングジャパン株式会 汁
- ・株式会社とっとり市民電力
- 株式会社イーエムアイ
- ・森の電力株式会社
- ・大和ハウス工業株式会社
- •株式会社早稲田環境研究所
- ・HTBエナジー株式会社
- 株式会社アシストワンエナジー

- ・株式会社サン・ビーム
- ・株式会社CNOパワーソリューションズ

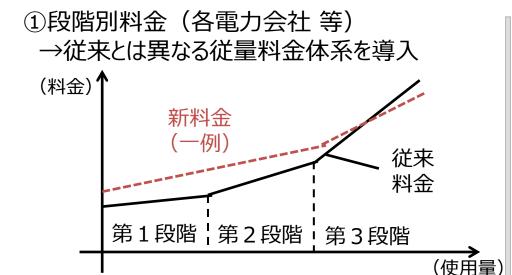
(2016年3月14日現在)

- 株式会社日本エコシステム
- •湘南雷力株式会社
- ・大東エナジー株式会社
- アンフィー株式会社
- 株式会社ベイサイドエナジー
- ・豊通ニューエナジー株式会社
- ・株式会社バランスハーツ
- ・ワタミファーム&エナジー株式会社
- ・NFパワーサービス株式会社
- ・インおき地域Tネルギー株式会社
- •和歌山電力株式会社
- 株式会社トドック電力
- 株式会社ミッウロコ
- 株式会社アドバンテック
- ・ローカルエナジー株式会社
- ·株式会社G-Power
- 株式会社SBN
- ・NECファシリティーズ株式会社
- •緑新電力株式会社
- ・株式会社エネルギー・オプティマイザー
- 株式会社TOSMO
- ・日産トレーディング株式会社
- ・JAG国際エナジー株式会社
- ・株式会社長谷丁アネシス
- ・株式会社エネコープ
- •株式会社東芝

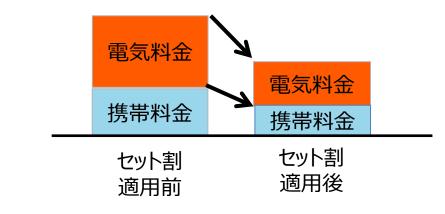
新料金プランの分類

第4回電力基本政策小委員会 資源エネルギー庁提出資料

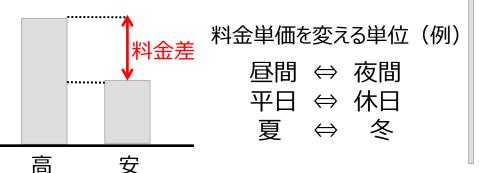
● これまでに発表された様々な新料金プランを料金面での特徴に着目して分類すると、①段階別料金、②セット割、③時間帯別料金、④その他(節電割引等)に分かれる。



②セット割(東京ガス、ソフトバンク 等) →ガスや通信等とセットで販売し、割引を実施

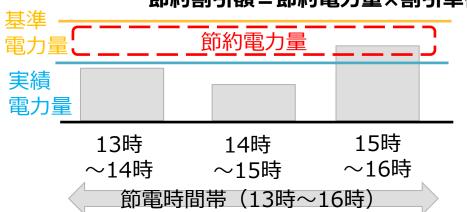


③時間帯別料金(各電力会社等) →時間帯に応じて、料金差を付ける



- ④節電割引(北陸電力)
 - →指定日時に節電すると、実績に応じ割引を実施

節約割引額=節約電力量×割引単価



その他の電気料金プラン

▶ 料金面以外でも様々な工夫が施された多様なメニューが各社から発表されている。

再生可能エネルギーを中心としたメニュー

- •Softbank(FITでんきプラン)
- ・出光グリーンパワー

地産地消型のメニュー

- 株式会社グリーンサークル(長野県)
- 真庭バイオエネルギー株式会社(岡山県)

発電所などを特定できるメニュー(検討中)

・みんな電力株式会社(東京都)

その他の附帯サービス

(一般)

- 会員サイト(使用量の見える化)
- 専用相談ダイヤル (メニューの相談など)
- 電気のお困りサポート (家電の便利な使い方など)
- 駆けつけサービス (水回り、鍵紛失などの暮らしサポート)
- •見守りサービス
- ・広島カープ応援メニュー (観戦チケットの抽選に参加可能。広島カープの 勝敗や成績に応じて追加ポイント付与)

(ビジネス)

- 集客お手伝いセット (広告配信サービスをセットで販売)
- 会計お手伝いセット (クラウド型会計サービスをセットで販売)

小売電気事業者に対する改善指導等について①(指導事案:1/2)

 小売全面自由化に向け、小売電気事業者が行っている営業活動についての相談・問い合わせが コールセンター等に寄せられている。これまで、以下の4つの事例について事実関係の確認や指導 を行ったところ、事業者により速やかに改善措置が講じられた。

【事例1】メーター設置無料を「特典」と宣伝した例

内容:小売事業者Aの代理店Bの店舗において、<u>当</u> <u>該事業者Aへの切り替えの「特典」としてスマート</u> メーターの設置が無料であることを宣伝していると

して、経済産業省のコールセンターに通報があった

500。 ※<u>スマートメーターの設置は原則無料</u>で行われる。ただし、 これは<u>どの事業者から小売供給を受ける場合であっても</u> 共通であり、「特典」とは言えない。

事実関係の確認・指導

対応:小売事業者Aによると、スマートメーターへの切り替え無料を切り替えの「特典」として店頭で宣伝していた点について、既に問題と認識し撤去を指示していたが、一部店舗で徹底されていなかったとのこと。小売事業者Aから代理店Bに対して改めて当該広告媒体の撤去について指導を行った。

【事例2】代理店の説明内容が誤解を招いた例

内容:小売事業者Cの代理店Dの社員が個人需要家に勧誘の営業を行った際に、「3月末までに新たな契約を決めないと電気が止まる」旨の説明を行っているという相談が、当該需要家から経済産業省のコールセンター宛にあったもの。

事実関係の確認・指導

対応:小売事業者 Cから代理店 Dに対して事実確認を行った。代理店 Dによると、「3月末までに申し込まないとセット割引が適用できない」という説明について、需要家の誤解を招いたということであり、代理店 Dから当該需要家に謝罪して改めて説明を実施。

小売電気事業者に対する改善指導等について②(指導事案:2/2)

● (前頁の続き)

【指導事例】説明資料に誤りがあった例

内容:小売事業者Eの料金メニューについての説明資料において、小売電気事業は登録制であるにもかかわらず、審査・認可を受けた事業者である旨の記載がされていたもの。

※一般に、「認可」と「登録」では、異なる 印象を与える可能性がある。

事実関係の確認・指導

対応:小売事業者 E に対して誤りを指摘したところ、同社は、次回印刷分から記載を修正する旨表明した。

【指導事例】代理店による検針票の写真撮影を伴う勧誘例

内容:「弊社は小売事業者 Fと業務提携しており、検針票を写真に撮らせてもらえれば、それを用いてより良いメニューの提案ができる。」と言われ、検針票の写真を撮られた。その後、承諾書に署名するように言われたが、信用できないと思い保留した。後刻、業務提携しているとされた小売事業者 Fに電話で確認をしたが、そのような業務は行っていないと言われた。



対応:小売事業者 F に確認・指導を行った結果、以下の対応が とられた。

- ①代理店Gに対して、検針票の写真撮影等の個人情報の取得を伴う営業活動を行う場合には、その目的について適切に説明した上で需要家の承諾を得るよう指導した。
- ②コールセンターにおいて、<u>業務提携している代理店等に関する問合せにも適切に対応できるよう、情報共有を徹底</u>した。

小売電気事業者に対する改善指導等について③(確認中・自主公表の事案)

- 前ページの指導事例に加え、以下のような事例について事実関係の確認を行っているところ。
- また、事業者が自ら、顧客からの指摘事項とその改善策を公表している事例も存在する。

【調査事例】不適切な営業活動

コールセンター等に寄せられた苦情等から、不適切な営業活動が行われている可能性が疑われる以下の事例について調査を行っている。

事実関係の確認中

- ①家内設備の点検という名目で訪問を受けたが、点検はすぐ終わり、電気の営業活動を受けた。そして、十分な説明もないまま、契約を締結したこととされた。
- ②居住している賃貸住宅の管理会社から、電 気の供給者の変更を迫るしつこい営業活動 を受けている。

【改善策の自主公表事例】

事業者が自ら、顧客からの指摘事項とその改善策を公表している事例も存在。

指摘事項

: 契約の意思をきちんと確認せず、顧客の同意が得られたと思い署名を代筆したり、 顧客の家族が不在の時に高齢者と契約 してしまっているのではないか。

改善策

: 契約締結時に再度顧客の意思(場合によっては顧客の家族の意思)を確認し、また、署名は必ず本人にしてもらうよう徹底する。

(参考) 電話によるトラブル調査結果

● 消費者トラブルの状況を把握するため電話調査を実施したところ、結果は以下のとおり。

調査概要

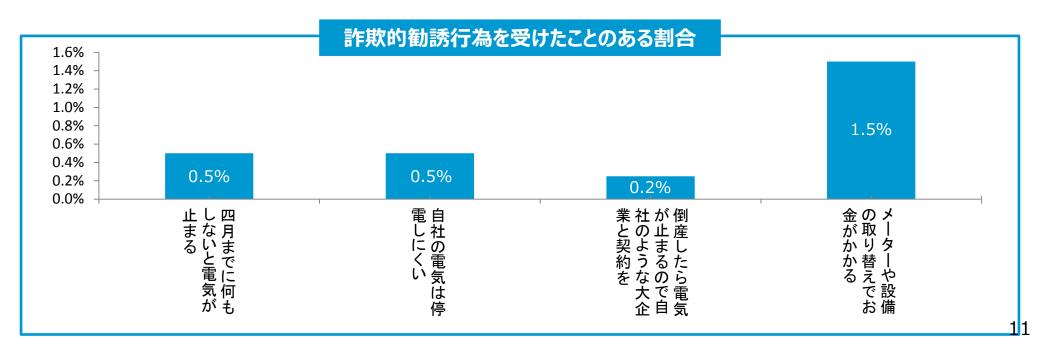
時 : 平成28年3月2日(水)、3日(木)

調査人数 : 400人(6割強が60歳以上の方)

H

調査項目: 以下のような勧誘行為を受けたことがあるか否か

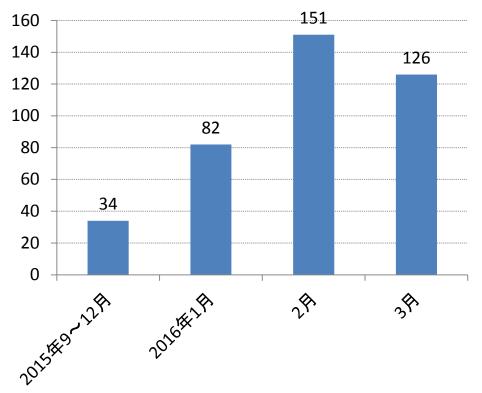
- 1 2016年4月の家庭用電力の小売り自由化が始まるまでに何もしないと電気が止まってしまいますよ
- ② 自社が供給する電気は停電にしくいですよ
- ③ 契約した会社が倒産したら直ちに電気が止まるので、自社のような大企業と契約しないとだめですよ
- (4) 家庭用電力の自由化で、電力メーターや設備を取り替える必要があるので、お金がかかりますよ



(参考) 電力取引監視等委員会専用窓口への相談状況

● 小売全面自由化が近づくにつれ、相談件数は増加。具体的な勧誘内容に関する相談 も増加。

専用窓口(電話・メール)への相談件数の推移 (件数)



(注) 3月については、3月11日時点の件数。

主な相談内容 (例)

- ◆○○電力会社を名乗る者から、「スマートメーターを取り付けると電気料金が半額になる」との勧誘があったが、 本当か。
 - ⇒小売事業者を切り替えると原則スマートメーターが無料で 設置されるので、電気料金の割引とは無関係。
- ◆○○電力会社の代理店を名乗る者から、「料金プランをご案内するため、手元にある請求書の写真を撮らせて欲しい。」と言われ、写真を撮られた上で、パンフレットとともに承諾書の署名を求められた。署名をしたら、契約締結となるのではないかと心配。
 - ⇒請求書情報の提供を承諾しただけであれば、契約を締結 したことにはならない。内容を確認することが重要。
- ◆アパートやマンションでも電力会社の切り替えは可能か。 ⇒一括受電マンションでなければ、切り替え可能。
- ◆4月までに小売電気事業者と契約しない場合はどうなるのか。
 - ⇒今の電力会社から引き続き供給される。

発電事業者としての発電構成の開示について

- ◇小売電気事業者が発電事業も行っている場合においては、発電事業者としての発電構成と小売電気事業者としての電源構成について混同が生じる可能性があるため、明確化が必要。
- ◇全小売事業者向けの説明会において、以下の方針を示すとともに、事業者からの個別相談に応じることとしている。

発電事業者としての発電構成の開示について

- ◆ 小売事業者が発電事業も行っている場合、その発電構成を表示することは問題ない。(ただし、小売の電源 構成と誤認されないようにすること。)
- ◆ また、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が、販売電力量以上の発電を行っている場合、「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することも、小売で販売する電気の電源構成とは異なることが需要家に分かるよう説明されていれば、問題とはならない。

電力自由化に向けた消費者保護戦略パッケージ

● 本年2月に、消費者保護を強化するための更なる取組を発表。

これまでの取組

「消費者保護戦略パッケージ」(今後の取組)

●各種説明会の開催

ブロック別説明会(全国10エリア実施済)、 都道府県別説明会(消費者庁と協力、50回程度)、 消費者団体・企業での説明会(30回程度)



●ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター2.5万部、パンフレット15万部作成、 各都道府県等に配送済

- ・全国の百貨店・スーパーで配布・掲示
- ・東京メトロ駅構内にも掲示(2/10~16)



●専用コールセンターの開設

平均30件/日の入電。消費者からの自由化に関する相談や問い合わせ等に対応。



このほか

- ・関連WEBページの開設(Q&A、相談窓口、60秒解説、 バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意)
- ·経済産業省外壁への懸垂幕の掲示(1/19~6/30)
- ・1,700市町村への情報提供

●電力取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結

- ・消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有。それに対するアドバイスを 含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信
- ・国民生活センターと連携した研修会・勉強会を随時実施
- ・トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールのあり方の検討



●電力自由化キャラバン

- ・消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客施設で広報イベントを開催(30箇所)。
- ・第1回は、2月29日(月)に中延商店街(東京都品川区)で開催。



- ・自由化開始前後の3月下旬~4月中旬にかけて、コールセンターとは別に、平日夜間 及び休日も電話相談を実施。
- ・専門の消費生活相談員による「家庭向け電力自由化なんでも110番」を3/13に実施(実施団体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)



●法的トラブル解決のための情報提供(3月から実施)

日本司法支援センター(法テラス)のコールセンター、全国の事務所(61箇所)での情報提供

- ●県民・市民向け広報紙等を通じた情報発信(各都道府県・市区町村)
- ●ブロック紙への広報記事の掲載
- ●広報動画等を使った情報発信

内閣広報室、政府広報室と連携し、LINE・TwitterといったSNSなど、様々な媒体を通して情報を発信

関連WEBページの拡充

切り替えを検討する際の留意ポイントの紹介などコンテンツを拡充



(参考)電力自由化に関する広報について

広報事例① 全国各地での説明会

- ブロック別説明会(全国10エリア)【実施済】
- 都道府県別説明会(一般消費者や消費者相談員等向けに、60回程度実施)【実施中】
- 関係団体での説明会・勉強会 (消費者団体、国民生活センター、中小企業団体等向けに、40回程度実施。)【実施中】
- 全小売事業者向けの説明会(経済産業省で開催し、約400名が参加)【2/3 実施済】
- 消費者向けの説明会(経済産業省で開催し、約300名が参加)【2/17 実施済】

<中国ブロック説明会(1/19山陽新聞)>

<消費者向けの説明会(2/17)>





※中国ブロック説明会、全小売事業者向けの説明会、及び消費者向けの説明会の模様は、電力取引監視等委員会のホームページ上で閲覧可能(動画)。

広報事例① 説明会開催実績

ブロック別説明会(全国10エリア)【実施済】

北海道(12/9)、東北(11/30)、関東(12/22)、中部 (12/15)、北陸(12/17)、近畿(12/8)、中国(1/18)、四国 (12/15)、九州(12/16)、沖縄(1/15)

都道府県別説明会(60回程度)【実施中】

北海道(2/15,3/4)、青森県(2/25)、秋田県(11/6)、茨城県(2/9)、栃木県(1/25)、群馬県(2/12)、千葉県(12/17,2/10,2/25,4/18,5/23)、埼玉県(2/2)、東京都(12/9,12/15,2/1,2/7,2/23,5/29)、神奈川県(2/1,2/18,2/29)、新潟県(1/21)、富山県(2/24)、福井県(12/22)、山梨県(3/24)、長野県(3/7,8,14,15)、岐阜県(1/19,3/13)、静岡県(2/18,3/11)、愛知県(2/3)、三重県(1/20)、奈良県(3/5)、京都府(2/15)、大阪府(1/22,2/10,4/22,4/25,5/24)、兵庫県(3/12,5/18,5/27,6/15)、鳥取県(1/18,22)、島根県(1/8,14)、岡山県(1/25)、山口県(2/17,3/12)、愛媛県(2/15)、高知県(2/18)、福岡県(12/16)、大分県(2/8)、熊本県(2/9)、宮崎県(2/10)、鹿児島県(1/17)

全小売事業者向けの説明会【2/3実施済】

本省での消費者向けの説明会【2/17実施済】

関係団体での説明会・勉強会(40回程度)【実施中】

東京商工会議所正副会頭会議(11/9)、日経社会イノベーショ ンフォーラム(11/2)、日商エネルギー・環境委員会合同会議 (11/18)、新宿区消費者団体連絡会(11/26)、日本消費生 活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(11/28)、神奈川県 消費生活相談員ネットワーク研修(11/28)、国民生活センター 相談員勉強会(12/1)、日本生活協同組合連合会学習会 (12/9)、藤沢商工会議所(12/11)、神奈川県消費生活相談 員ネットワーク(12/12)、全国小売業団体連絡協議会定例会 合(12/15)、電気新聞セミナー(12/15)、消費者大学講座 (1/20)、茨城県消費生活センター(1/20)、都道府県中央会 指導員向け研修会(1/22)、全国地方新聞社連合会(2/1)、 特別区消費者行政向け説明会(2/3)、茨城県消費者団体連 |絡会(2/5)、練馬区環境まちづくり公社(2/7)、東品川第二在 宅介護支援センター(2/8)、大阪南港鐵工団地(2/15)、静岡 市消費者生活センター(2/18)、太田商工会議所(2/19)、きん ざいセミナー(2/19)、杉並区消費生活センター(2/23)、大阪商 工会議所(2/24)、千葉市消費生活センター(2/25)、長岡市 身体障害者団体連合会(3/3)、さいたま市消費者センター (3/9)、全国消費者大会環境分科会(3/11)、全国消費生活 相談員協会(3/11)、札幌商工会議所(3/11)、日本ビルエネ ルギー総合管理技術者協会(3/17)、今治商工会議所 (3/22)、目黒区消費者団体連絡会(3/23)、網走商工会議 所(3/23)、宮城県聴覚障害者情報センター(4/18)、国民生 活センター(4/26,5/11)、八王子商工会議所(5/24)

広報事例② メディアを通じた広報

- 政務・電力取引監視等委員会委員等によるテレビ・ラジオへの出演
- 新聞社・テレビ局等記者・論説委員への情報提供

テレビ出演

- ✓ NEWS WEB (圓尾電力取引監視等委員会 委員、2015年10月/2016年1月/2016年2 月、NHK)
- ✓ TVシンポジウム「エネルギー大変革時代~電力 の自由化を考える~」(日下部資源エネルギー 庁長官、2016年2月、NHK)
- ✓ LIVE プライムニュース (星野経済産業大臣政 務官、2016年1月、BSフジ)
- ✓ TOKYO MX NEWS (小川電力市場整備室 長、東京MX、2016年1月)
- ✓ 世界一受けたい授業(小川電力市場整備室 長、日テレ、2016年2月)
- ✓ 霞が関からお知らせします2016(箕輪電力取 引監視等委員会委員、BS日テレ、2016年2 月)

ラジオ出演

- ✓ 荻上チキ・Session-22 (八田電力取引監視 等委員会委員長、TBSラジオ、2016年1月)
- ✓ なるほど!!ニッポン情報局(小川電力市場整備室長、ニッポン放送、2016年1月)

テレビ特集

- ✓ NEWS WEB・ニュースウォッチ (NHK)
- ✓ ミヤネ屋・NEWS ZERO (日テレ)
- ✓ グッド!モーニング (テレビ朝日)
- ✓ Nスタ・あさちゃん (TBS)
- ✓ WBS (テレビ東京)
- ✓ めざましテレビ・みんなのニュース(フジテレビ) 等

雑誌特集

- ✓ PRESIDENT
- ✓ 財界

✓ 東洋経済

- ✓ 週間文春
- ✓ ダイヤモンド
- ✓ サンデー毎日 等

✓ 日経ビジネス

広報事例③ 広報ツールの作成・配布・周知等

- 関連WEBページの開設
 - Q&A、相談窓口、60秒解説、バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意。 直近2/1~2/7に計4万アクセスを達成(12月比で8倍に急増)
- ポスター(2.5万部)、パンフレット(15万部)の作成
 全国各地での説明会ほか自治体・公共施設、スーパー、地下鉄等の掲示・配布。

〈電力自由化Webページ〉



<ポスター>



(参考) 適正取引ガイドラインについて

適正取引ガイドラインについて

経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」では、電事法及 び独禁法上「問題となる行為」や適正取引の観点から「望ましい行為」を規定。

問題となる行為

望ましい行為

小売分野

- 新規参入者への対抗
- 部分供給料金の不当設定
- 不当な最終保障供給約款
- 不当な違約金、精算金の徴収等

託送分野

- 託送供給を受けることを著しく困難にする託送供給料 金設定
- 託送供給(・振替供給)における情報の目的外使用 の禁止・差別的扱いの禁止
- 適切なコストに基づかないインバランス料金設定 等

卸売分野

- 卸供給における不当な料金設定
- 余剰電力購入契約の解除・不当な変更

適切な標準メニューの設定・公表等

- 利用形態を反映した託送供給料金設定
- 託送供給により得られた情報の管理
- 系統運用や系統情報の開示・周知 等

- 制売事業者 (IPPなど) に対する小売市場への参入
- 制限
- 新規参入者への卸売(常時バックアップ)における不当 な料金設定 等
- 卸電力取引所の積極的な活用
- 余剰電源の卸電力取引所への入札
- 卸取引所の価格形成の信頼性確保につながる 情報の公開等

他の エネルギーと 競合する分野

- 自家発電設備の導入又は増設の阻止
- 自家発電設備を有する需要家に対する不利益等の強
- 一般電気事業者による電化機器の過剰な普及宣伝 活動
- オール電化とすることを条件とした不当な利益の提供等
- 自家発電設備を系統に連系する場合の技術 基準の遵守
- 供給約款等に記載されている事項を適用する 際の運用基準の公表等

適正取引ガイドラインの改正について

- 小売全面自由化にあわせ、経産省と公取委が共同で定める「適正な電力の取引についての指針」を改正。
 - ※3月4日に電力取引監視等委員会から経済産業大臣に建議、3月7日に経産省・公取委として制定。

適正取引ガイドラインの主な改正事項

(1) 小売分野

- 小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料金相当の支払金額を明記することを、望ましい行為と位置付ける。
- 誤解を招く情報提供により自社のサービスに需要家を不当に誘導することを、問題のある行為と位置付ける。

(2) 卸売分野

- 常時バックアップの供給量に関する記載を追加(特高・高圧は3割程度、低圧は1割程度)
- インサイダー取引、インサイダー情報の公表を行わないこと及び相場操縦を問題のある行為と位置付ける。

(3)託送分野

- 需要家への差別的対応の具体例として、送配電事業のために需要家と需給調整契約を締結する際に、自己の小売部門の需要家を優遇することを追加。
- 需要家への差別的対応の具体例として、転居等により新たな供給先を検討中の需要家に対する情報提供において、自社の小売部門と他の小売電気事業者で不当に差別的に取り扱うことを追加。